

1 1. キャリア教育・職業教育の充実

令和6年度要求・要望額	381百万円
(前年度予算額)	270百万円)

1. 要 旨

小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、最先端の職業人材育成のさらなる推進を図る。

2. 内 容

(1) 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業
28百万円(18百万円)

① キャリア教育の普及・啓発

キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等

② 小・中・高等学校等における起業体験推進事業

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神や、情報収集・分析力、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる起業家精神及び起業家的資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

③ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【総合教育政策局に計上】〔補助率1/3〕

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。

(2) マイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業) 【再掲】
353百万円(253百万円)

デジタルトランスフォーメーション(DX)、六次産業化等、産業構造・仕事内容は急速かつ絶えず革新しており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、こうした革新の流れは一層急激になっていくことが予見される。我が国の産業の発展のためには、成長産業化を図る産業界と専門高校が一体となり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成の取組を全国的に推進することが必要である。このため、産業界等と一体となった教育課程開発等の先進的取組を行う都道府県等・専門高校が中核となって牽引する産業界等と連携した人材育成の広域ネットワークの構築や、産業界等との連携に課題のある地域の連携体制強化の取組等を実施する。

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

28百万円
18百万円)



背景・課題

- 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するため、体験的なキャリア教育の推進が重要。
- そのため、キャリア教育の意義の普及・啓発や、教育関係者と地域・社会、産業界等が連携・協働した取組の推進等、キャリア教育を充実していく。

事業内容

1. キャリア教育の普及・啓発

1百万円(1百万円)

◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催し、最新の情報の提供や事例の紹介を行うとともに、キャリア教育の充実・発展に向け優れた取組を実施している団体等を表彰する。

2. キャリア教育推進体制の構築

27百万円(17百万円)

◆小・中・高等学校等における起業体験推進事業

1 2百万円 (9百万円)

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神、創造性・探究心等の「起業家精神」や、情報収集・分析力、判断力、リーダーシップ、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる「起業家的資質・能力」の育成を旨とした起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

対象 校種	小学校、中学校、高等学校等
----------	---------------

委託先	都道府県教育委員会等 8地域
-----	-------------------

委託 対象経費	講師謝金、旅費、印刷費等
------------	--------------

◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

1 5百万円 (8百万円)

【学校を核とした地域強化プランの一部】

「キャリアプランニングスパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

対象 校種	小学校、中学校、高等学校等
----------	---------------

実施 主体	都道府県 市区町村
----------	--------------

補助 割合	補助率 (国:1/3 県市:2/3)
----------	--------------------

補助 対象経費	諸謝金、旅費等
------------	---------

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

12. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進等

令和6年度要求・要望額	3,248百万円
(前年度予算額)	2,887百万円)
[参考：復興特別会計	695百万円]

1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

2. 内 容

(1) 教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】

2,659百万円(2,313百万円)

[補助率1/3] [補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市]

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(10,000中学校区)
- ・貧困対策のための重点配置(3,500校)(ヤングケアラー支援含む)
- ・虐待対策のための重点配置(2,500校)
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置(4,000校)
- ・より課題を抱える重点配置校の配置時間充実(2,000校)(新規)
- ・教育支援センターの機能強化(250箇所)
- ・スーパーバイザーの配置(90人)
- ・オンライン活用拠点(67箇所)
- ・不登校特例校(名称変更予定)への配置充実(週5日)(24校)(新規) 等

(2) 要保護児童生徒援助費補助

565百万円(545百万円)

[補助率1/2] [補助事業者：都道府県・市町村]

要保護児童生徒の保護者に対して市町村が行う学用品費、修学旅行費、学校給食等の就学援助への国庫補助を実施。「学用品費」やランドセル代等の「新入学児童生徒学用品費等」、「修学旅行費」の予算単価の引き上げにより、国庫補助の拡充を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援する。

※上記に関連して、地方公共団体の標準準拠システム移行支援事業(就学)に係る経費を計上。

24百万円(28百万円)

[委託費] [委託事業者：民間企業等]

地方公共団体の就学事務(就学援助・学齢簿編製)について、各自自治体が令和7年度までに標準準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、技術的な相談等への対応を行う。

※このほか、被災児童生徒就学支援等事業(大規模災害対応分)を実施。

49 百万円 (49 百万円)

〔補助率 2 / 3〕〔補助事業者：都道府県〕

大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消等）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

◇被災児童生徒就学支援等事業

695 百万円 (804 百万円)

〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

要保護児童生徒援助費補助金

令和6年度要求・要望額

5.6億円

(前年度予算額)

5.5億円



文部科学省

現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者」に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容

事業実施期間 昭和34年度～

【要保護者への就学援助】（令和3年度 約9万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励」についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

◆令和6年度予算額

・「学用品費」の単価引き上げ

小学校：11,630円 → 12,390円（+760円） 中学校：22,730円 → 24,210円（+1,480円）

・「修学旅行費」の単価引き上げ

小学校：22,690円 → 26,180円（+3,490円） 中学校：60,910円 → 62,300円（+1,390円）

・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ

小学校：54,060円 → 57,060円（+3,000円）



【参考：準要保護者への就学援助】（令和3年度 約121万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体 市町村等

補助割合 国 1/2、市町村等 1/2

対象者

生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費

市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業



令和6年度要求・要望額 0.2億円
 (前年度予算額 0.3億円)

地方公共団体標準拠システム移行支援事業（就学）

現状・課題

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月7日閣議決定）で、令和5年4月から令和8年3月までを「移行支援期間」とし位置付け、地方公共団体の基幹業務システムを、ガバメントクラウドを活用した標準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を行う。

事業内容

事業実施期間 令和3年度～

各自治体が令和7年度までに標準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、国は標準化法第9条等に基づき、自治体からの技術的な相談等に対し、遺漏なく対応する必要がある。また、令和6年度以降、他制度の制度改正や共通事項の標準仕様書等の改定があった場合、制度所管府省として、必要に応じて標準仕様書の改定を行う必要がある。

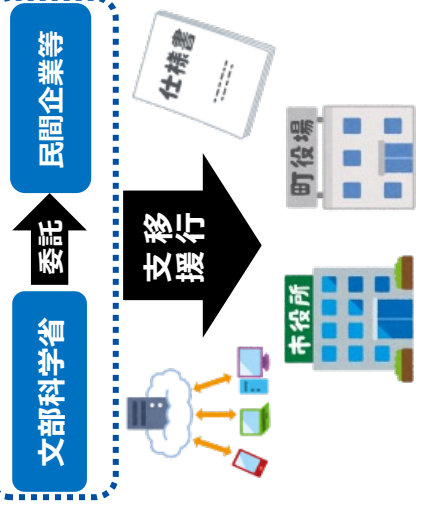
このため、専門的な技術的知見を有する民間企業等への委託事業として、地方公共団体標準拠システム移行支援事業（就学）を実施する。

自治体の標準拠システム移行支援

- 標準拠システム導入（移行）にかかる技術的な助言
- ベンダが開発したシステムと標準仕様書との適合確認
- 標準仕様書等に関する問い合わせ対応
- 先行導入した自治体の情報提供
- 自治体からの技術的な相談等を踏まえた調査研究 など

標準仕様書の随時改定

- 他制度の制度改正や共通事項の標準仕様書等の改定があった場合に係る標準仕様書の改定対応



関係する閣議決定など

- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）
地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）
デジタル庁及び制度所管府省は、2023年（令和5年）3月までに、標準化法第6条第1項に定める機能標準化基準の内容となる標準仕様書を作成及び改定するとともに、標準化法第7条第1項に定める共通標準化基準の内容と統一データ要件・連携要件及び共通機能に係る標準仕様書を作成及び改定するなど、地方公共団体情報システムの一標準化に向けて必要となる環境の整備を進めてきたところであり、2023年度（令和5年度）以降、国は、地方公共団体における標準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて、必要な支援を積極的に行う。
③ 制度所管府省による標準化基準の策定等
標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、制度所管府省において、制度改正等に伴う政策上必要な標準仕様書の改定について、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で改定するなど適切に運用を行う。
- 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月7日閣議決定）
令和5年（2023年）4月から令和8年（2026年）3月までを「移行支援期間」とし位置付け、地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準拠システムへの移行を目指すこととし、国は、そのために必要な支援を積極的に行う。
制度所管府省は、所管する事務が効率的かつ効果的に実施されるようにする観点から、標準化法第6条第1項に基づき定める基準以下「機能標準化基準」という、0策定及び変更を行う。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）
第9条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

就学事務の概要

学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学義務の指定などの事務（就学事務）を行っている。

就学援助

学校教育法第19条に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行う制度。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治体	標準拠システムへの移行 （地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準拠システムを利用）			
文科科学省	標準仕様書改定(2.1版)	標準拠システム移行支援 随時改定	随時改定	随時改定
件数	1箇所	委託先	民間企業等	

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和6年度要求・要望額
0.5億円
(前年度予算額
0.5億円)



現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することと喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。
本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

事業実施期間 平成28年度～

就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等

※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



奨学金事業【高等学校】

(対象者) 被災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(対象事業) (被災により支弁区分が変更となった者も含む)
都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
(対象事業) 専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

- (1) **地震・津波被災地域** … 就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもたちの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- (2) **原子力災害被災地域** … 就学支援について、支援の必要な子どもたちの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

事業実施期間 平成23年度～

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業

(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
(返還免除) 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
(原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程；修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校；原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

1 3. 高校生等への修学支援

令和6年度要求・要望額 431,158百万円
(前年度予算額 430,483百万円)

1. 要 旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費に充てるために高校生等奨学給付金を支給すること等により、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2. 内 容

(1) 高等学校等就学支援金交付金等 413,045百万円(412,856百万円)

① 高等学校等就学支援金交付金 410,370百万円(410,371百万円)

○ 高校生等の授業料に充てるため、年収約910万円未満の世帯の生徒等を対象に、年額118,800円を支給(設置者が代理受領)。

○ 私立高校等に通う年収約590万円未満の世帯の生徒等については、支給上限額を年額396,000円まで加算。

○ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施。

(対象学校種)

国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

② 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,670百万円(2,478百万円)

○ 高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

③ 公立高等学校授業料不徴収交付金(旧制度) 5百万円(7百万円)

(2) 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金） 15,263百万円（14,761百万円）

- 生活保護世帯、非課税世帯（家計急変により非課税相当となった世帯も含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など

- 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率1／3）

（対象学校種）

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校等の専攻科

【給付額】

非課税世帯について、全日制等（第1子）の給付額を増額することにより、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円 ↓（+13,000円） 130,100円	137,600円 ↓（+7,000円） 144,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

(3) 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く。）

713百万円（ 715百万円）

- ① 高校等で学び直す者に対する修学支援
- ② 海外の日本人高校生への修学支援
- ③ 高校等専攻科の生徒への修学支援

(4) へき地児童生徒援助費等補助金

2,137 百万円(2,150 百万円)

- へき地等の小・中・高校生の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施する通学費・居住費等の修学支援について補助を行う。



高等学校等就学支援金等

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

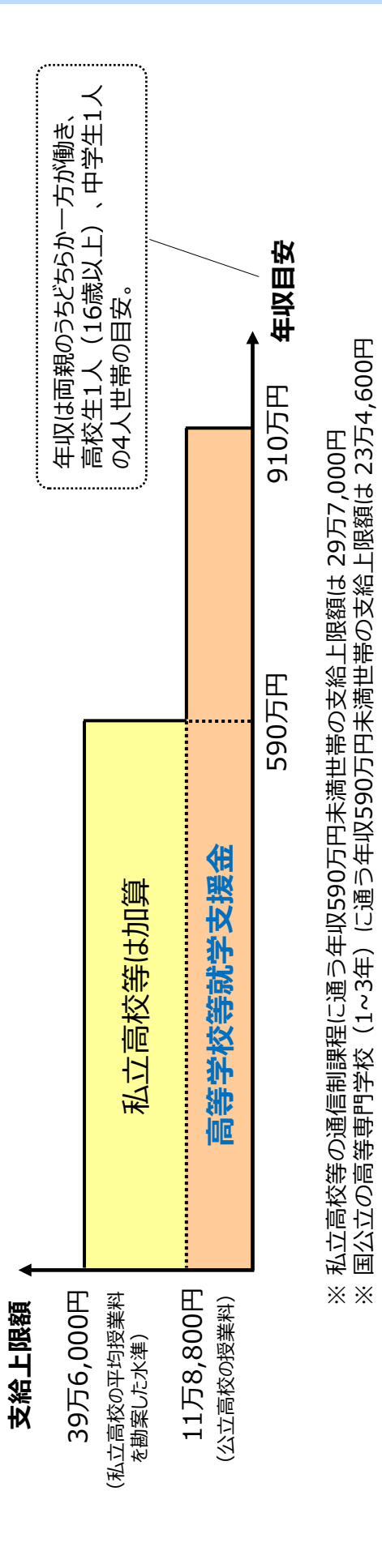


目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援割合

国 10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和6年度要求・要望額 153億円
 (前年度予算額 148億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

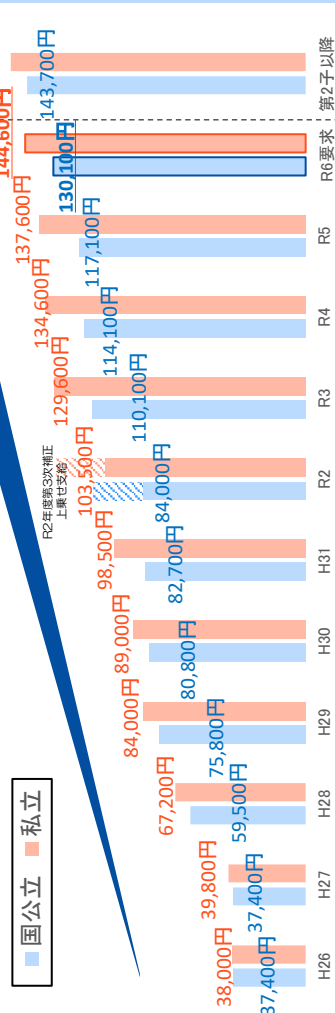
- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
 ※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定
 ※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通用品費、入学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ 令和6年度概算要求：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

【令和6年度概算要求 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円 →130,100円（+13,000円）	137,600円 →144,600円（+7,000円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象
校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）
 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施
主体

都道府県

補助対象
経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に
 要する経費

補助
割合

国 1/3
 都道府県 2/3

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

へき地児童生徒援助費等補助金

1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費 616百万円(619百万円)

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

1,078百万円(1,088百万円)

① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

238百万円(238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

204百万円(204百万円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、保健管理費

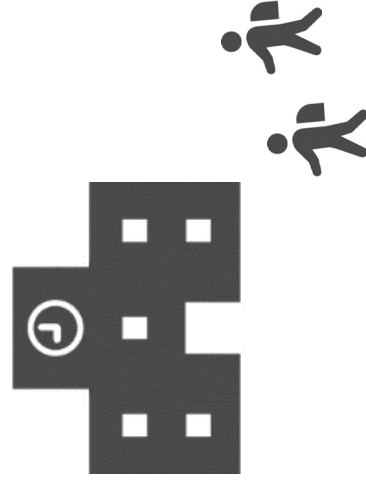
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1/2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)



14. 義務教育教科書の無償給与

令和6年度要求・要望額 47,303百万円
(前年度予算額 46,356百万円)

1. 要 旨

憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するため、国公立の義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書等を国が教科書発行者から直接購入し、児童・生徒に無償給与する。

2. 内 容

(1) 義務教育教科書購入費

「義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律（昭和37年法律第60号）」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」の規定に基づき、国公立の義務教育諸学校の児童生徒が使用する全教科書を全額国庫負担で無償給与するために必要な経費等。

令和6年度教科書定価については、教科書の高い公共性を鑑み、公共料金として適正な価格を維持するため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映して+3.0%とし、総額で約473億円を計上。

◆ 予算額等の推移

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度（要求）
予 算 額	460億円	463億円	460億円	464億円	473億円
定 価 改 定 率	(小)+3.2% (中)±0.0%	(小) ±0.0% (中)+3.3%	±0.0%	+1.4%	+3.0%

◆ 令和6年度児童生徒1人当たりの平均教科書費（要求ベース）

- ・ 小学校用教科書 4,266円（教科書一冊あたり443円）
- ・ 中学校用教科書 5,899円（教科書一冊あたり571円）

◆ 参考：物価指数

- ・ 令和5年1月～6月までの消費者物価指数の平均：104.4%
（対令和2年比、生鮮食品を除く総合）

義務教育教科書購入費

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

473億円

464億円



文部科学省

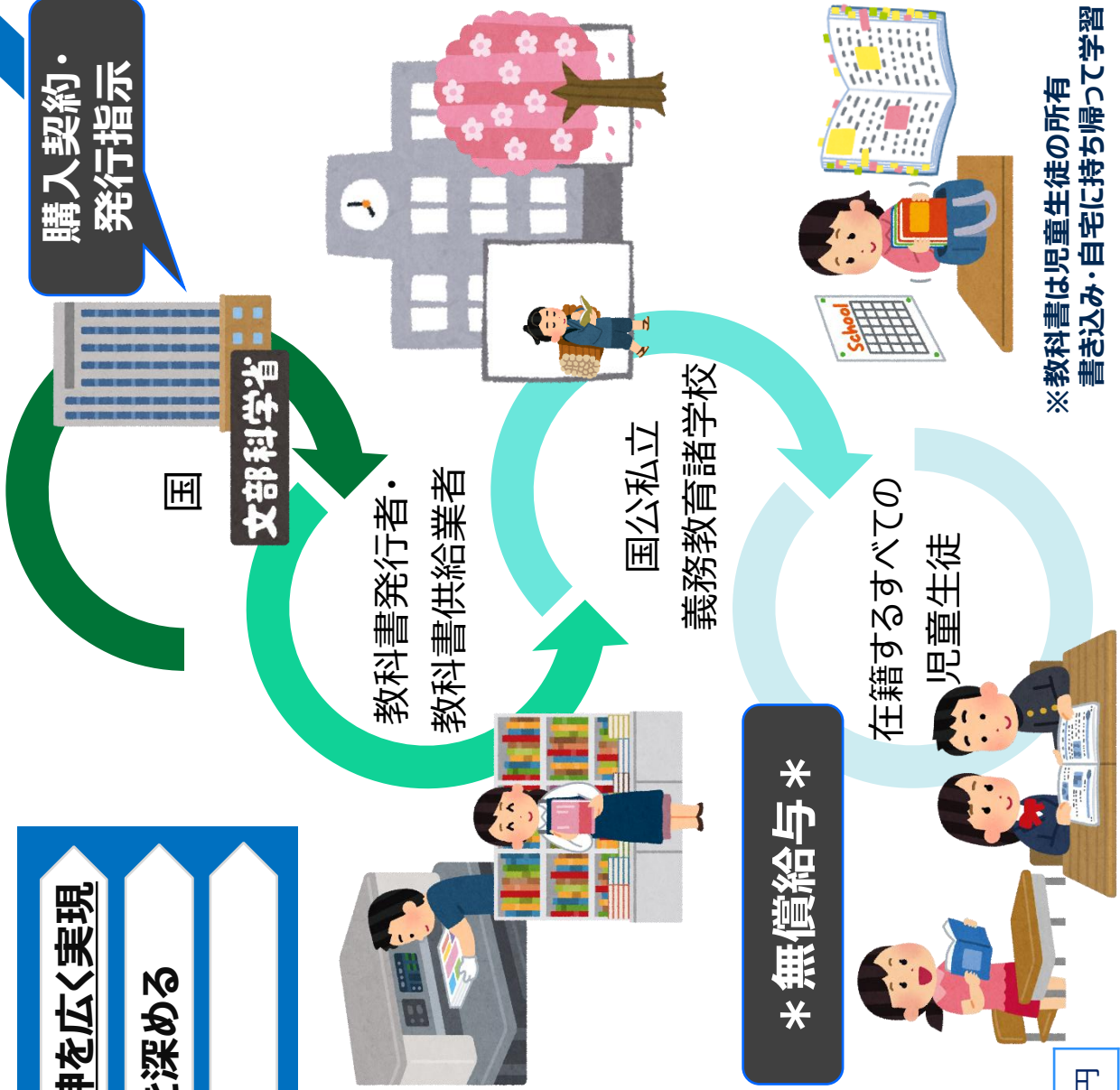
昭和38年度から

国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書を無償給与

憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

次代を担う子供たちの国民的自覚を深める

教育費の保護者負担軽減



適正な教科書価格を維持

【予算額推移】

	予算額 (億円)	定価改定率 (%)
R6要求	473	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0
R3	463	(小)0 (中)+3.3
R2	460	(小)+3.2 (中)0

【参考：R6児童生徒1人あたり平均教科書費】

小学校用	4,266 円	中学校用	5,899 円
------	---------	------	---------

15. 地方教育行政の推進

令和6年度要求・要望額 490百万円
(前年度予算額 243百万円)

1. 要 旨

教育行政は、学校教育法や地教行法等に基づき、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の連携・協力により行われることが重要であり、そのための地方公共団体に対する指導、助言、援助等に係る経費を計上するとともに、国が政策誘導してしっかり取組を進める必要のある行政による相談体制の充実、地方教育行政の連携促進、公立学校教員のメンタルヘルス対策、夜間中学の設置・促進等への対応について、必要な予算を計上する。

2. 内 容

○ 地方教育行政推進事業

◆ 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業【再掲】

232百万円(新規)

保護者や地域住民からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい事案について、経験豊かな学校管理職OB等を学校問題解決支援コーディネーター(仮称)として活用し、様々な専門家と連携した行政による支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

- ・市区町村における学校・保護者等間の問題解決支援体制の構築
- ・都道府県における広域的な学校への支援体制の構築

◆ 地方教育行政の連携促進事業

18百万円(20百万円)

少子高齢化や過疎化が進展し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在する中、総合教育会議を通じた首長部局との連携や、自治体間の広域連携を支援し、各地域における先進的な取組をより一層促していくことで、地方教育行政を推進する。

◆ 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

65百万円(67百万円)

教職員の精神疾患による病気休職者数が令和3年度に5,897人と過去最多となった現状を踏まえ、各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や教職員のメンタルヘルス対策に関するモデル事業を実施するとともに、民間企業等への委託を通じて、各取組の分析や助言、横展開に向けた方策の検討等を行う。

◆ 夜間中学の設置促進・充実【再掲】

95百万円(75百万円)

平成28年12月に成立した教育機会確保法及び教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②既設

の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

※ 上記のほか、地方公共団体に対する指導助言や連絡協議会等の開催に要する経費を要求

地方教育行政における連携促進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.2億円
0.2億円



背景・課題

- ◆ 教育を取り巻く社会環境が多様化・複雑化・複雑化し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在している。今後、自治体内における首長との間での一層の連携を通じて、社会福祉等の他の関係部局と一体となって取組を進めていくことが重要である。
- ◆ また、少子高齢化や過疎化が進展する中、職員数が10人以下の教育委員会が全体の約3割、指導主事の配置が行われていない教育委員会は約2割という厳しい実態がある。小規模自治体においては、自治体が有する物的・人的資源のみでは教育課題の解決に向けた対応に限界があり、自治体同士の連携を柔軟かつ積極的に進めていくことが重要である。
- ◆ このことを踏まえ、**総合教育会議を通じた首長部局との連携や、自治体間の広域連携を支援し、各地域における先進的な取組をより一層促していく**ことで、**地方教育行政を推進**していく。

事業内容

① 総合教育会議を通じた首長部局との連携の促進

(実施主体：都道府県、市町村)

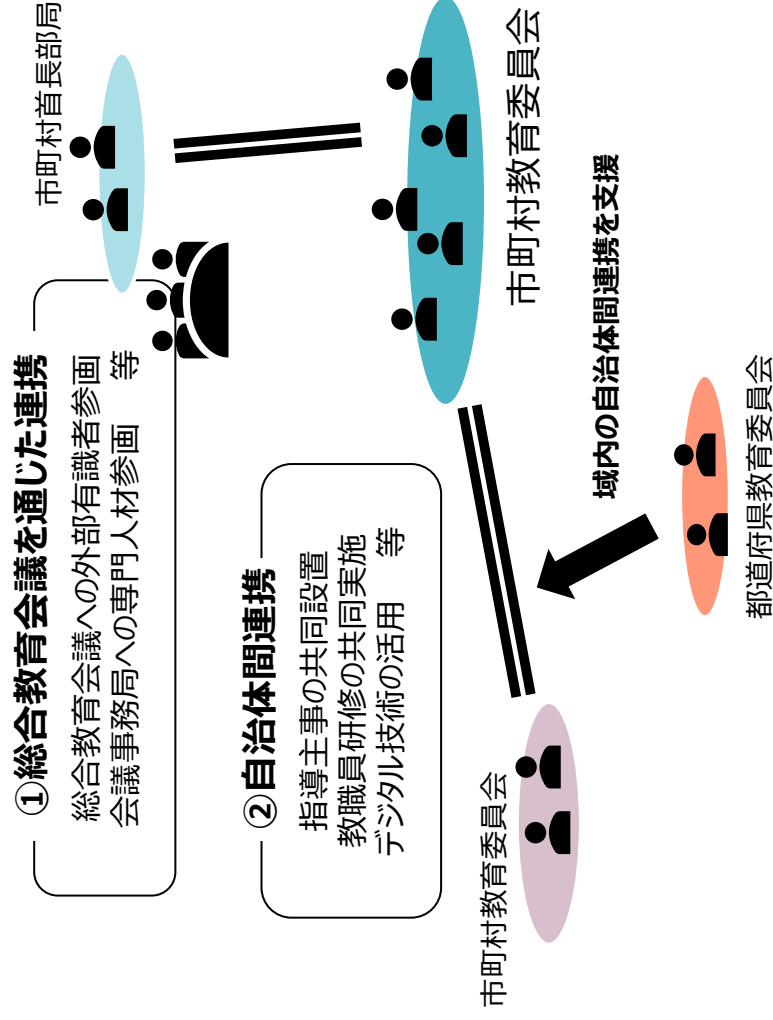
総合教育会議をより効果的に開催し、教育委員会と首長部局が一体となった専門的な課題への対応に繋げていく観点から、総合教育会議(※)への外部人材の参画、事務局における専門人材の活用等の取組を支援

(※) 地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする会議

② 自治体間の連携の促進

(実施主体：都道府県、市町村)

指導主事の共同設置や教職員研修・学校事務の共同実施に向けた調査・検討、デジタル技術の活用といった自治体間の連携の促進等に向けた取組を支援
域内の市町村間の連携を促す都道府県の取組を支援



公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.7億円
0.7億円



文部科学省

背景・課題

- 令和3年度の精神疾患による病気休職者数は、5,897人（過去最多）
→休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う
- 昨今、全国的に教師不足の状況（令和3年度始業日時点で、公立小・中学校等で2,558人が不足）
→臨時的任用教員等の確保も難しい中、病気休職者の増加は学校現場や児童生徒に対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがある

事業内容

○各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や、メンタルヘルス対策及び労働安全衛生体制の活用等に関するモデル事業を実施し、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う。

○実施期間：令和6年度～令和7年度（予定）

1. 教育委員会における病気休職の原因分析・モデル事業の実施

- 件数・単価：5団体（都道府県・市町村教育委員会）×約1,100万円
- 内容：令和5年度で構築した体制や取組内容・成果等を踏まえ、より詳細な原因分析や実効的な取組の充実・深化を図る。

（具体的な取組）

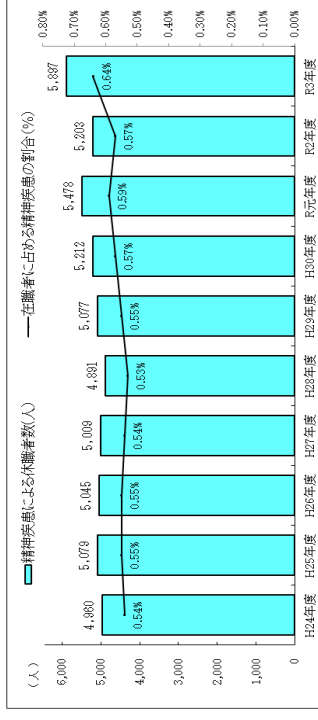
- ✓ 関係者会議の設置（自治体担当者、医療・心理の専門家、学校管理職等で構成）
メンタルヘルス対策に関する情報共有と事業計画の立案・実施、効果検証等の中心的な役割
- ✓ 教員の精神疾患による病気休職の原因分析
- ✓ 域内の学校におけるメンタルヘルス対策のモデル事業の実施及び効果検証
 - ・セルフケア（セルフストレスチェック等）の促進、ラインケアの充実
 - ・ICT（心拍数の測定等）やSNS（オンライン相談等）等を活用したメンタルヘルス対策
 - ・相談員（精神科医・公認心理師・臨床心理士等）を活用した相談体制の充実 等

2. モデル事業の分析・助言・横展開に向けた取組（新規）

- 件数・単価：1団体（民間企業等）×約870万円

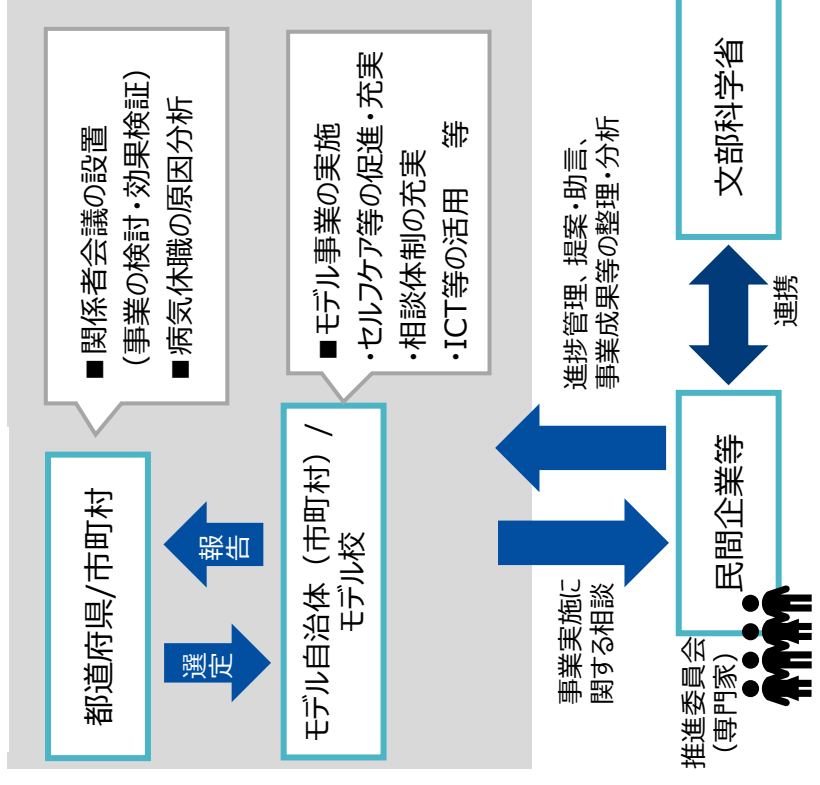
（具体的な取組）

- ✓ 推進委員会の設置・運営（専門家、学識者、企業関係者、教育委員会関係者、学校管理職等で構成）
- ✓ 各取組の進捗管理・連絡調整、推進委員会と連携した委託自治体への提案・助言
- ✓ 各取組の事業成果等を体系的に整理・分析、横展開に向けた方策の検討 等



（出典）公立学校教職員の人事行政状況調査

【事業のイメージ図】



（初等中等教育高初等中等教育企画課）

令和6年度東日本大震災復興特別会計概算要求

【初等中等教育局関係分】

児童生徒等の心のケアや教育支援等 26億円（28億円）

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 15億円（16億円）

- ・被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（516人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 11億円（12億円）

- ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（495人）

就学支援 7億円（8億円）

○被災児童生徒就学支援等事業 7億円（8億円）

- ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 2億円（2億円）

○福島県教育復興推進事業 1億円（1億円）

- ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 1億円（1億円）

- ・構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援